

平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	3	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	情報基盤強化税制	
見直し内容 (概要)	<p>情報基盤強化税制の対象設備のうち、資本金 1 億円超の企業が導入するサーバについては、トップランナー基準等を満たした省エネ効果の高いサーバのみを対象とすることで、対象設備の絞り込みを行う。</p>	
関係条文	<p>(租税特別措置法第 10 条の 6、第 42 条の 11、第 68 条の 15) (租税特別措置法施行令第 5 条の 8、第 27 条の 11、第 39 条の 45) (租税特別措置法施行規則第 5 条の 11、第 20 条の 5 の 2) (平成 20 年経済産業省告示第 60 号) (平成 20 年経済産業省告示第 61 号)</p>	
廃止 又は 縮減の 理由	<p>情報化社会の進展に伴い、サーバを中心とする IT 機器の消費電力も急増。IT 機器による消費電力は 2025 年には現在の 5.2 倍（国内の全消費電力の約 20%）に到達すると推計されており、情報化を進めるに当たってエネルギー消費とのバランスを考慮することは強い社会的要請となっている。</p> <p>特に、多くのサーバを購入・利用する大企業についてはこの要請が強く、情報基盤強化税制の対象となるサーバについて一定のエネルギー効率を求めることで、省エネと企業の競争力強化を同時に実現していく必要がある。</p> <p>なお、中小企業については、大企業と比べて IT 投資余力が少なく、省エネ効果の高いサーバへの投資が難しいことを考慮し、資本金 1 億円超の企業が導入するサーバについてのみエネルギー効率の要件を課すこととする。</p>	
増収 見込額	2,375 (単位：百万円)	